

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の国負担
2分の1復元を求める意見書

我が国における1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数はOECD諸国に比べ多くなっている。

また、社会状況等の変化により、学校は一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要な状況にあり、新しい学習指導要領による授業時数・指導内容の増加に加え、日本語指導等を必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応、いじめや不登校等の課題も深刻化している。

これらの解決には、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた結果、自治体の財政は圧迫され、非正規教職員の増大など教育条件格差も生じている。

子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。

よって、国においては、平成28年度予算編成において、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 子供たちの教育環境改善のため、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月24日

意見書提出先

内閣総理大臣／総務大臣／財務大臣／文部科学大臣